

地域ふれあい会食会 開催要領

平成15年 4月 1日
要領 第 19号

1 趣旨

「ふれあい会食会」は、小地域（行政区）に居住する高齢者が食事と交流を通して参加者同士と協力団体との横のつながりや、いきがいを高めることもできる事業である。また、民生・児童委員との協働による参加者の状況把握や福祉ニーズの発見ができること、食生活改善推進員協議会との連携による高齢者の栄養改善につながる等の効果がある。これらのことを通して地域ネットワークづくりの一助となる様進めていくこととする。

2 主催

社会福祉法人 三芳町社会福祉協議会

3 協力

三芳町民生委員児童委員協議会

三芳町食生活改善推進員協議会

4 対象

地区に居住する70歳以上の高齢者

5 開催

行政区単位で年1回の開催とする。上富地区は1～3区の合同開催とする。

6 会場

各開催地区で高齢者が歩いて参加できる場所

（各地区集会所、老人福祉センター）

7 時間

12時～14時（おおむね食事1時間、交流会1時間）

8 役割分担

・高齢者への会食会の案内（お誘い、出席確認）は民協が担当する。

- ・調理を食生活改善推進員協議会が担当する。
- ・開催日時、会場の確保等、開催に伴う事務及び連絡調整を社協が担当する。
- ・交流会は協力団体を中心に社協が協議・運営協力をする。

9 費用

参加費は200円の負担とする。材料費・保険料・開催に関わる費用については社協で負担する。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から適用する。